

梅ヶ枝中央会計

金融円滑化法と金融検査マニュアルとの関係

Q 2013年3月に金融円滑化法が失効されましたが、金融機関の融資に関する影響は？

A 金融庁の銀行に対する金融庁検査のマニュアルである、「金融検査マニュアル」には、円滑化法の施行に合わせ、2009年に改訂し、「金融円滑化編」の恒久措置部分は継続しているため、当該恒久化措置の部分の理解がポイントです。

【そもそも金融検査マニュアルとは】

平成11年(1999年)4月に公表。金融庁の金融機関の検査官が銀行などを検査する時の手引書。各銀行に自己責任原則に基づく経営を促す観点から公表。

<http://www.fsa.go.jp/common/law/>

金融検査マニュアル関係

- ・ **預金等受入金融機関に係る検査マニュアル 項目別**
 - ▽ **金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ) (PDF:523KB)**
 - ▽ **金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)別編【ABL編】 (PDF:20)**
 - ▽ **金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】 項目別**

【別冊【中小企業融資編】 検証ポイント 5. (2)ホ】

(9-29) 本項目の対象となる中小企業の範囲について、客観的な基準は定められていませんが、金融機関の自己査定基準の中で、対象となる中小企業の範囲について、数値基準を定める必要がありますか。

(答) 1. 中小企業の範囲(定義)について、例えば中小企業基本法では資本の額や従業員数等に基づく数値基準を定めています。本マニュアルではこうした数値基準を定めていません。(後略)

【金融円滑化法と金融検査マニュアルの改訂】

平成20年(2008年)	リーマンショック
平成21年(2009年)6月	貸出条件緩和債権関係 Q&A の改正
平成21年(2009年)12月	中小企業金融円滑化法施行 金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】改正
平成22年(2010年)3月	預金等受入機関に係る検査マニュアル改正
平成25年(2013年)3月	中小企業金融円滑化法期限切 金融検査マニュアルの改正

「金融円滑化編チェックリスト」の新設

【平成25年3月の金融検査マニュアルの改正】



「金融円滑化編チェックリスト」は存続

【金融円滑化編チェックリストの主な変更状況】

旧	新
他の金融機関との連携	
金融機関に対して条件変更等の申込みがなされた場合に、その中小企業者等が他の金融機関等から借入をおこなっている場合には、当該 他の金融機関と連携 する努力義務(円滑化法4条4項・5条2項要約)	他の金融機関等(略)から借入れを行っている債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、当該 債務者の同意を前提 に、当該他の金融機関等(略)など、 緊密な連携 を図る(略)(金検マニュアルⅢ.1.①(x v))
謝絶	
(略)貸付条件の変更等の申込みを 謝絶 する場合は、謝絶に至った理由を可能な限り具体的に記録・保存するための手続(略)(金検マニュアルⅡ.③ホ)	同左
経営改善計画の策定支援・認定支援機関	
中小・零細企業等である債務者については、(略) 例えば 、以下のような対応を行っているか。(略) ・きめ細かな経営相談、経営指導、 経営改善計画の策定支援 等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。(略) ・新設 (金検マニュアルⅢ.2.②(i))	同左 ・同左 ・ 認定経営革新等支援機関との連携

平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行
〔主な施策〕

<24 補正> 地域需要創造型等起業・創業促進補助金(200.0 億円)

・地域需要創造型起業・創業 補助上限額 200 万円

・第二創業 補助上限額 500 万円

・海外需要獲得起業・創業 補助上限額 700 万円

<24 補正> 認定支援機関による経営改善計画策定支援(405.0 億円)